

「ホルムアルデヒド自主規制」

表示申請登録実施要領

2005年11月17日制定

2006年 4月20日改定

日本ウレタン建材工業会

表示申請登録委員会

1. 概 要

改正建築基準法が平成15年7月1日に施行され、建築物の建築材料等から発散する化学物質「ホルムアルデヒド」の発散速度に応じて室内のホルムアルデヒド発散建築材料の区分が行われました。しかしウレタン防水材は、法的な規制を受けませんが、ゼネコン、役所等で「F☆☆☆☆」品の要望が多くあります。日本ウレタン建材工業会（以下NUK）としても防水材製品を安心してご使用して頂くためにも工業会の自主管理のもとで「F☆☆☆☆」の自主規制申請登録制度を発足させることになりました。

2. 目 的

日本ウレタン建材工業会（以下NUK）がホルムアルデヒドの放散等級の表示に関する承認審査及び、表示申請登録業務を実施するための表示申請登録実施要領を制定する。

3. 基 準

表示申請登録品基準として①または、②を満たす製品に対し、「F☆☆☆☆」の表示出来るように定める。

- ①「ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レジルシノール樹脂及びホルムアルデヒド系防腐剤」を含まないウレタン材料であること。
 - ②建築基準法の室内のホルムアルデヒド発散建築材料区分に基づき、ホルムアルデヒドの放散量の基準を満たす材料であること。
- 尚、この材料については、公的機関による試験結果を添えて提出する。

| | | 基 準 |
|----------------------------------------------|------------|-----------------------------|
| 建築基準法による等級区分 (チャンバー法 JIS A 1901) | 発散速度 (28℃) | 0.005mg/m ² h 以下 |
| J I S 記載基準による等級分類 (デシケータ法 JIS K 5601-4-1) | 放散量 (23℃) | 0.12mg/L 以下 |

参考として試験体の条件を以下に定める。

| | 使 用 量 | 養生及び採取開始時間 |
|---------------|-------------------------|------------|
| プライマー | 0.2kg/m ² 以上 | 7日間後 |
| 防水材 | 塗膜厚みとして3mm以上 | |
| 仕上げ材 (トップコート) | 0.2kg/m ² 以上 | |
| 接着剤 | 0.3kg/m ² 以上 | |

その他液状の添加材等の材料は、m²当たりの使用量の最大とする。

4. 適用範囲

本実施要領は、NUK会員及び非会員が製造・販売する建築物の屋上、ベランダ、開放廊下、駐車場等の内外部に使用するウレタン防水用途を対象とした製品（金属製品は除く）に適用され、NUKに申請し表示申請登録が認められた製品にホルムアルデヒド放散等級区分として「F☆☆☆☆」マークを製品に表示出来ることとする。

5. 表示マーク「F☆☆☆☆」の表示

(1) 表示マークの使用範囲は以下の通りとする。

- ①表示申請登録された製品への表示
- ②表示申請登録製品が記述されたカタログへの表示

NUK（自主認定機関）で申請登録したことを明確に記載する。

(2) 表示マークの有効期限

- ①原則として表示マークの有効期限は、申請登録日から5年又は上市期間のいずれか短い期間を有効とする。
- ②継続登録及び登録廃止する製品については、「継続登録及び登録廃止申請書」に必要事項を記入しNUKに提出する。尚、継続登録手続は、原則として有効期限から6ヶ月以内に行うものとする。（NUK事務局から事前に登録申請者に連絡をする）
- ③NUKは、提出された「継続登録及び登録廃止申請書」の確認を行い表示マークの継続登録及び登録廃止の審査を行う。
- ④審査結果より承認された製品について、この申請書をもって継続登録される。
- ⑤登録廃止については、原則として「継続登録及び登録廃止申請書」の提出をもって廃止とする。但し、提出されない場合は登録廃止とみなす。
- ⑥表示マークの登録廃止製品については、申請者の責任のもとですみやかに取り消し作業を行うものとする。

(3) 表示項目

- ①表示申請登録団体名：日本ウレタン建材工業会
- ②表示申請登録番号：NUK-F〇〇〇〇〇
- ③ホルムアルデヒド放散等級区分：F☆☆☆☆

(4) 表示マークの様式及び大きさ

表示マークの様式、大きさ、文字のサイズ、位置等は、特に定めないが表示項目

- ①～③を他の自主規制団体等の誤解を生じないように明確に記載する。

6. 審査委員の構成

(1) 表示申請登録品の審査を行なうため、表示申請登録委員会を設置する。

(2) 表示申請登録委員会は、工業会の中から技術委員長・技術副委員長・広報委員長を含め計3名により構成され審査委員長は技術委員長とする。

7. 表示申請登録委員会の開催

- (1) 表示申請登録を受けようとするNUK会員又は、非会員が製造・販売しているウレタン防水材製品の「F☆☆☆☆」表示申請書類をNUKに提出する。
- (2) NUKは、所定の申請書類が揃っていることを確認し、審査委員長に連絡する。
審査委員長は、表示申請登録委員会を開催する。
- (3) 表示申請登録委員会は、全委員の出席により成立する。
- (4) ただし、審査委員長の承認により書類の送付確認による持ちまわり開催を認める。

8. 表示申請登録業務及び審査

- (1) 表示申請登録委員会は、表示申請登録基準に基づいて申請書類の承認審査を行う。
- (2) 審査は、一製品ごとに行われ承認されれば個々に申請登録される。
- (3) 審査判定は、表示申請登録委員会で全員一致による。但し、結果については別途理事会へ報告する。
- (4) 承認審査された場合は、NUKから「ホルムアルデヒド放散等級表示登録書」を表示申請登録依頼者に送付する。

9. 表示申請登録依頼の手順

- (1) 表示申請登録を依頼する会員及び非会員は、以下の申請書類をNUKに提出する。
 - ①ホルムアルデヒド放散等級表示登録申請書
 - ②ホルムアルデヒド表示登録遵守確認書
 - ③製品安全データシート（MSDS）
 - ④3. ②の基準を満たす場合の試験結果
- (2) 表示申請登録費用
申請者は、「表示申請登録」、「継続登録」、「再審査」にかかる費用をNUKに納付する。

| | 表示申請登録費 | 継続登録費、再審査費 |
|-------------|---------|------------|
| 会員（1製品につき） | 3、000円 | 1、000円 |
| 非会員（1製品につき） | 15、000円 | 5、000円 |

10. 表示申請登録基準の見直し

- (1) 表示申請登録委員会は、以下の項目を考慮し、1回／年以上、表示申請登録基準の見直しを行う。
 - ①最新の知見。
 - ④法令による要求事項
- (2) 表示申請登録基準の改定は、理事会の承認による。

1 1 . 表示申請登録の再審査

表示審査登録委員会は、以下の項目について表示申請登録の再審査を行う。

1 1 . 1 表示申請登録基準に対する遵守事項違反

- (1) NUKは、表示申請登録された製品について、表示認定登録基準で定める遵守事項に違反する事実を知った場合、理事会の承認を経て表示申請登録委員会に調査を依頼する。
- (2) 表示申請登録委員会は、客観的証拠により遵守事項違反の有無を判定し、「ホルムアルデヒド放散等級表示登録書」により当該製品の表示申請登録者に報告する。
- (3) 表示申請登録委員会において表示申請登録の取消しの判定がなされ、当該製品の表示申請登録者は「ホルムアルデヒド放散等級表示登録書」をNUKに返還し、「F☆☆☆☆」マークの使用を停止する。

1 1 . 2 表示申請登録実施要領の改定

- (1) 表示申請登録実施要領の改定が行われた場合、NUKは改定内容を工業会の会員へ連絡及びホームページに掲載する。また、表示申請登録者については、改訂内容に応じて書類の再提出を依頼する。
- (2) 書類の再提出を依頼された当該製品の表示申請登録者は、改定内容に沿った書類をNUKに提出する。
- (3) 再提出のあった書類を受領したNUKは、表示申請登録委員会に承認審査を依頼する。
- (4) 表示申請登録委員会は、改定された表示申請登録実施要領に基づいて再審査を行なう。
- (5) 審査結果は、「ホルムアルデヒド放散等級表示登録書」により、NUKを通じて当該製品の表示申請登録依頼者に通知される。
- (6) 通達により再書類の提出がない場合は、表示申請登録が取り消される。

1 1 . 3 表示申請登録者の責務

表示申請登録の許可を受けた者は、表示に関する責務に注意を払い、故意又は、過失により表示に対する違反が発生した場合は、一切の責任は申請者が負い、日本ウレタン建材工業会は責任を負わない。

1 2 . 要領の改定

本要項の改定は、理事会の承認による。

ホルムアルデヒド表示申請登録遵守確認書

当社の下記製品は、日本ウレタン建材工業会の定める「ホルムアルデヒド自主規制表示申請登録要領」の基準を満たしホルムアルデヒド表示登録申請書の記載事項及び添付書類の記載内容は、事実に相違ありません。

表示申請登録製品の改訂・製品の性能変更により基準を満たせなくなった場合は、遅滞なく報告します。

| 用途名 | 表示申請登録製品名 |
|-----|-----------|
| | |

会社名

印

代表者名（部署責任者）

印

ホルムアルデヒド放散等級表示登録書

年 月 日

殿

日本ウレタン建材工業会

会長 角田 孝郎 印

日本ウレタン建材工業会「ホルムアルデヒド自主規制表示申請要領」に基づき、表示申請登録委員会で審査した結果、下記の製品が承認登録されましたので表示を許可致します。

| | 商 品 名 | 登 録 番 号 |
|----|-------|---------|
| 1 | | |
| 2 | | |
| 3 | | |
| 4 | | |
| 5 | | |
| 6 | | |
| 7 | | |
| 8 | | |
| 9 | | |
| 10 | | |

3. ホルムアルデヒド放散等級区分

F☆☆☆☆

日本ウレタン建材工業会理事会殿

年 月 日

日本ウレタン建材工業会
表示申請登録委員会

表示申請登録審査報告書

表示申請登録委員会にて審査致しまし結果、下記の製品が承認
されましたのでご連絡致します。

表示申請登録品名

| | 表示申請登録品名 | 判 定 |
|---|----------|-----|
| 1 | | |
| 2 | | |
| 3 | | |
| 4 | | |
| 5 | | |
| 6 | | |

<備 考>

日本ウレタン建材工業会御中

年 月 日

会社名： _____ 印

担当者： 部署 _____ 氏名

連絡先： TEL _____

継続登録及び登録廃止申請書

申請品名

| | 登録番号 | 品名 | 申請内容 | 審査結果 |
|---|------|----|-------|------|
| 1 | | | 継続・廃止 | |
| 2 | | | 継続・廃止 | |
| 3 | | | 継続・廃止 | |
| 4 | | | 継続・廃止 | |
| 5 | | | 継続・廃止 | |
| 6 | | | 継続・廃止 | |

「ホルムアルデヒド自主規制表示申請登録要領」に基づき確認致しましたので表示マークの継続登録お願い致します。

注) 審査結果、継続登録確認審査結果の欄は、記入しないで下さい。

継続登録確認審査結果

上記の申請の通り承認されました。

年 月 日

日本ウレタン建材工業会 表示申請登録委員会

印